

いじめ防止基本方針

岩手県立水沢商業高等学校

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題の多くは、学校生活に関わる人間関係のもつれに起因しているため、いじめの根絶に向けて、教職員と生徒、生徒どうし、及び教職員と保護者等が人間関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、学校が一丸となって、心の通い合う教育実践をより一層充実させていく必要がある。

こうした中、本校は、校訓に掲げる「明・浄・直」の心を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの情報を学校内で共有し、いじめの未然防止、早期発見・**事案対処**に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条。以下「法」という。）

3 いじめの基本認識（以下に示す児童等には、生徒を含むもの。）

- (1) 児童等は、いじめを行ってはならない。（法第4条。）
- (2) 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。（法第8条。）
- (3) 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（法第9条。）
- (4) 学校の設置者及び設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。（法第19条第1項。）
- (5) 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。（法第23条第6項。）

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

2 生徒に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、その他、校長が必要と認める者（例：スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）

(2) 役割

- ① いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割を果たすこと。
- ② いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行うこと。
- ③ いじめに係わる情報があった時には、情報の迅速な共有及び事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行うこと。
- ④ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施すること。
- ⑤ いじめ防止の基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、いじめ防止基本方針の見直しを行うこと。

(3) 開催時期

年2回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4 生徒の主体的な取組

- (1) 生徒会による「いじめ撲滅宣言」や「STOPいじめ作戦」等の取組
- (2) いじめ防止標語・ポスター等の作成や人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や取組

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページや学校通信に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) PTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもちろん、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と日常的な連携を深め、情報収集に努める。

2 いじめ調査の実施

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 生徒を対象とした調査 年4回（5月、9月、11月、1月）
- (2) 保護者を対象とし調査 年2回（7月、12月）

3 相談窓口の紹介

いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|--|
| ○日常のいじめ相談（生徒及び保護者） | ・・・全教職員が対応 |
| ○スクールカウンセラーの活用 | ・・・養護教諭・教育相談コーディネーター |
| ○地域からのいじめ相談窓口 | ・・・副校長（0197-24-2101） |
| ○インターネットを通じて行われるいじめ相談 | ・・・学校または所轄警察署
（奥州警察署0197-25-0110代表） |
| ○24時間子供SOSダイヤル | ・・・0120-0-78310（24時間対応） |
| ○ふれあい電話 | ・・・0198-27-2331 |

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係わる行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続していること②被害生徒及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないこと等、少なくとも2つの要件が満たされる必要がありそれを面談等で確認する。
- (3) いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。
- (4) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (5) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (6) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、岩手県教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民法上の損害賠償請求対象となり得、重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。
- (2) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダ（インターネットにつなげる事業者）などに情報の削除を求める。
- (3) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (4) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

V いじめに対する措置

いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。この場合、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

VI 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに岩手県教育委員会に報告する。
(2) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

岩手県教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
(2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
(3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
(4) 調査結果を岩手県教育委員会に報告する。
(5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係等について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。 ※関係者の個人情報に配慮する
(6) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、必要に応じて保護者説明会等により、適時・適切に在校生の保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
(7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■岩手県教育委員会が調査の主体となる場合

岩手県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VII 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめのいじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに関わる取組に関すること
- いじめの早期発見・事案対処に関わる取組に関すること

VIII その他

1 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。

平成 26 年 6 月 19 日	制定
平成 28 年 3 月 8 日	一部改定
平成 30 年 3 月 16 日	一部改定
平成 31 年 2 月 12 日	一部改定
令和 5 年 4 月 1 日	一部改定
令和 7 年 4 月 1 日	一部改定